官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一四八）　一
○パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務四五九）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一八七八～一八八一）　二
○保安施設地区の指定をする件（同一八八二）　二
○肥料を登録した件（同一八八三、一八八四）　二
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八八五）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一七六）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇六八）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一〇六九）　三
○道路に関する件（東北地方整備局九九、一〇〇）　三
〔国会事項〕
内閣　内閣府　三
〔人事異動〕
内閣　内閣府　三
〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　四
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁
押収物還付公告の取消、財団、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　四
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　四
会社その他　四

その他告示

○法務省告示第百四十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月十一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人ＴｏｋｙｏＢａｙ共育・共生プロジェクト

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号銀座大竹ビジデンス二階

認証年月日

令和七年十二月一日

○外務省告示第四百五十九号

令和七年十一月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和七年十二月十一日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千五百万円

3　贈与の供与期限　令和八年十一月三十日

4　署名者

日本側　赤松秀一在パキスタン大使

国際連合児童基金側　パーニラ・アイアンサイド在パキスタン事務所代表

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県那須郡那珂川町富山字赤竹一〇二七、一〇二八、一〇二九の一、一〇二九の四、一〇三一の四、一〇三一の六、一〇三一の九、一〇三一の一、一〇三三、二五四六、二五五〇から二五五三まで、二五五六、二五五八、二五五九、二五六一、二五六二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤竹一〇三三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区青野原字山根一四二一の一、厚木市下荻野字西山二一四九の二一から二一四九の二五まで、二一四九の六八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤竹一〇三三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津字山田二五七四の一、二五八〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109749号	化成肥料	RIC2.5－14－15－4.5	ロイヤル・インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号
生第109755号	化成肥料	くみあい有機入りペレット032号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109735号	被覆窒素肥料	40被覆尿素Jコート BR	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第109745号	家庭園芸用複合肥料	ガビオタNeo	朝日物産株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番２号
生第109765号	液状肥料	液状　HAYASHI－２号	林化学工業株式会社	滋賀県栗東市手原六丁目200番地１
生第109766号	液状肥料	液状　HAYASHI－５号	林化学工業株式会社	滋賀県栗東市手原六丁目200番地１
生第109775号	家庭園芸用複合肥料	内海液肥BS－１	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第109779号	化成肥料	苔土入り化成肥料フルライトS085－４号	三光産業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第109780号	化成肥料	中日本有機入り化成S080	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第109781号	化成肥料	中日本有機入り化成NS207	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第109782号	化成肥料	YNCK複合111号	八千代農材株式会社	千葉県八千代市上高野字白幡669番地
生第109783号	硫酸アンモニア	20.5コンパクション硫酸アンモニア（固結防止材入り）	東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
輸第109741号	尿素	緩効性尿素N46Plus	巴工業株式会社	東京都品川区北品川五丁目５番15号
輸第109742号	塩化アンモニア	塩化アンモニア25％	株式会社ティ・エス・ケー	栃木県栃木市新井町1008番地４
輸第109743号	硝酸石灰	硝酸石灰	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第109746号	混合苦土肥料	微量要素入り混合苦土肥料	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第109757号	りん酸アンモニア	第二りん安18－46（39.5）	パーカー川上株式会社	東京都中央区日本橋八形町二丁目22番１号
輸第109776号	化成肥料	燐安28号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千八百八十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年十一月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109767号	副産肥料	シリカNEXT１号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109768号	副産肥料	シリカNEXT２号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109772号	液状肥料	くみあいNP液肥167	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109788号	化成肥料	ホウ素入り化成肥料12―２―10	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109796号	化成肥料	有機入り化成888	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目１番３号
輸第109813号	化成肥料	腐植酸入りNS208Na	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109816号	化成肥料	ジシアンジアミド有機入り化成D590Zn	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109771号	液状肥料	WAKUFUL―003	株式会社WAKU	岡山県岡山市北区芳賀5303　岡山リサーチパークインキュベーションセンター101号室
生第109778号	化成肥料	高度化成TB442SI	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109784号	化成肥料	高度化成013号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第109785号	化成肥料	多木速緩エース521号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第109786号	化成肥料	くみあい尿素入り高度化成240号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109787号	化成肥料	くみあい尿素入り窒素加里化成42号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109789号	化成肥料	高度化成488	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第109791号	液状肥料	TKseaweed	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
生第109799号	混合堆肥複合肥料	堆肥・有機入り10―２―２	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第109800号	液状肥料	バイタル（VITAL）	株式会社海水化学研究所	福岡県北九州市八幡西区下畑町16番11号
生第109802号	配合肥料	DMPP入りC899号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109803号	配合肥料	DMPP入りNS440号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109804号	配合肥料	DMPP入りS050H号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109814号	成形複合肥料	粒状固形肥料787	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第109815号	成形複合肥料	NB粒状固形肥料028	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109769号	被覆窒素肥料	B003	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109770号	被覆窒素肥料	B004	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109773号	魚かす粉末	魚骨　５・14	東海澱粉株式会社	静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
輸第109794号	副産肥料	フィッシュソリュブルペースト　１号	東海澱粉株式会社	静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
輸第109810号	液状肥料	DANLIAN１	三和商事株式会社	東京都中央区銀座四丁目８番12号
輸第109811号	りん酸アンモニア	15―43燐安FV号	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第109812号	化成肥料	ジシアンジアミド苦土入り化成肥料D790	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千八百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 17,200 （略） ／ （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 12,900 （略） ／ （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）

○経済産業省告示第百七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十二日から施行する。

令和七年十二月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県	令和七年一月二十九日から令和八年三月十一日まで
	八潮市	

○国土交通省告示第千六十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	岡崎市洞町字東丸根一六番一から同市洞町字東丸根一七番三まで	令和七年十二月十二日〇時

○国土交通省告示第千六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5782号	救命胴衣（固型式）	2024Ｎ型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目２番１号
第5783号	〃	ＮＱ－24ＡＴ型	〃	〃

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで	前	一九・一〇～六七・六〇（メートル）〇・三一〇（キロメートル）
	後	一九・三〇～三三・六〇（メートル）〇・三一〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十一日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問主意書（福田玄提出）

病床数に係る制度の事実確認に関する質問主意書（橋本幹彦提出）

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書（佐々木ナオミ提出）

生成ＡＩを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書（八幡愛提出）

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する再質問主意書（宮川伸提出）

答弁書受領

十二月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員宗野創提出警察官の増員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫛渕万里提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問に対する答弁書

請願処理経過報告書受領

十二月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十七回国会衆議院において採択された請願の処理経過

参議院

議案提出

十二月九日議員から次の議案が提出された。

新型コロナウイルス感染症対策及びｍＲＮＡワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第六号）

議案受領（予備審査）

十二月九日衆議院から次の議案が送付された。

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（酒井なつみ外九名提出）（衆第一二号）

質問主意書提出

十二月九日議員から次の質問主意書が提出された。

ディープフェイク広告対策に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第六一号）

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六二号）

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六三号）

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六四号）

ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六五号）

答弁書受領

十二月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員高良沙哉提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問に対する答弁書（第五四号）

参議院議員高良沙哉提出辺野古新基地の建設事業に関する質問に対する答弁書（第五五号）

参議院議員高良沙哉提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問に対する答弁書（第五六号）

参議院議員伊勢崎賢治提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問に対する答弁書（第五七号）

請願処理経過報告書受領

十二月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十七回国会参議院において採択された請願の処理経過

人事異動

内閣

特命全権大使

林　禎二

広報外交を担当するための日本政府代表を命ずる

平田　直人

簡易裁判所判事に任命する（以上十二月九日）

内閣府

（参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））

内閣府事務官

篠﨑　敏明

大臣官房に配置換する

大臣官房参事官に併任する

（大臣官房）同

中尻　恒光

参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に昇任させる（以上十月二十一日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官

柳瀬　孝幸

内閣府事務官（大臣官房）に転任させる

地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）に併任する

（大臣官房）内閣府事務官

益本宇一郎

地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）の併任を解除する

参事官（被災者生活再建担当）（政策統括官（防災担当）付）に配置換する

（参事官（被災者生活再建担当）（政策統括官（防災担当）付））

同

宇佐美智康

国土交通省に出向させる（以上十月二十四日）

（日本学術会議事務局参事官（国際業務担当））内閣府事務官

大沼　和善

大臣官房に配置換する（十一月一日）

（大臣官房）内閣府事務官

仁林　健

日本学術会議事務局参事官（国際業務担当）に配置換する（十一月二日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官

田代　毅

参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に併任する（十一月十二日）

（外務省大臣官房）外務事務官

菱山　聡

内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）に併任する

情報保全監察室参事官に併任する

（同）同

折原　茂晴

情報保全監察室参事官の併任を解除する

内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）の併任を解除する（以上十二月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（文部科学事務官）

従四位に叙する

星野　利彦

正五位に叙する

安達　源

従五位に叙する（各通）

天野　満朗

久米　章雄

柿野　誠次

山田　博

後藤　洵

藤倉　利一

杉山　成敏

三浦　善太

正六位に叙する（各通）

伊藤　正博

梅津　和男

稲田　秀樹

工藤　正穂

岩元　忍忠

久保　富男

鶴岡　保雄

長谷川幸男

平井　武靖

山根　則男

従六位に叙する（各通）

一丸　耕二

（兵庫県警部）

大川　梅男

田原　淳

長尾記代文

正七位に叙する（各通）

（准空尉）

江刺家春雄

佐藤　亘

山下　哲夫

従七位に叙する（各通）（以上十一月三日）

（苫小牧工業高等専門学校名誉教授）

佐久間哲郎

（群馬大学名誉教授）

細村　迪夫

正四位に叙する（各通）

岡田　進
濱千代　進

従五位に叙する（各通）
池田　吉郎　齋藤　嘉男
鈴木　進　長谷川光司

正六位に叙する（各通）
阿部　國久　井町荘太郎
高橋　理夫　田中　千福
渡邊　和壽

従六位に叙する（各通）
阿部　信悦　鎌田　和男

正七位に叙する（各通）
眞子　和博
小泉　秀彦

従七位に叙する（以上十一月四日）
（兵庫県立大学名誉教授）
今村　秀樹

正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する
種田　昌史
（前橋市議会議員）
関　正
宮澤　慶夫

正六位に叙する（各通）
岩山　功　菊地　守
小山　起由　中嶋　賢吉
堀内　昭八　森田　栄

従六位に叙する（各通）
（浦添市消防司令）

正七位に叙する（各通）
山口　秀人

従七位に叙する（以上十一月五日）
小早川　弘

従五位に叙する（十一月六日）

○叙勲

日野　満明

旭日単光章を授ける（十一月三日）
泉井　卓
小澤　剛
福本　昇

旭日双光章を授ける（十一月四日）
田中　千福
（前橋市議会議員）
金井　清一

旭日双光章を授ける
栗田　政行

旭日単光章を授ける（以上十一月五日）
（文部科学事務官）
星野　利彦

瑞宝小綬章を授ける
天野　満朗　梅津　和男　工藤　正穂
久保　富男　久米　章雄　後藤　洵
鶴岡　保雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
（准空尉）
佐藤　亘
（兵庫県警部）
田原　淳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
富田　廣

瑞宝小綬章を授ける
阿部　國久　池田　吉郎　鎌田　和男
小泉　秀彦　齋藤　嘉男　山口　智久

瑞宝双光章を授ける（各通）
冨川　進

瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
眞鍋　久

瑞宝小綬章を授ける
紅林　俊郎　宮澤　慶夫　森田　栄

瑞宝双光章を授ける（各通）
（浦添市消防司令）
小澤　剛

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月五日）
昆野　宏生　中森　寿行　米谷　弘明
土本　明

瑞宝双光章を授ける（十一月九日）

官庁報告

官庁事項

名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年十二月五日に、名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　能代市二ツ井町切石字中新田二四〇番から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

公告

諸事項

工場財団

工場財団秋田市茨島一丁目２番３号**株式会社東北機械製作所**の工場財団に秋田市茨島一丁目２番３号株式会社東北機械製作所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年12月11日　秋田地方法務局

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年十二月十一日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三三九	七、一〇、三	竹原　将英
六三四〇	七、一〇、三	小島　泰三
六三四一	七、一〇、三	田畑　雅康
六三四二	七、一〇、三	野原　大智
六三四三	七、一〇、三	谷川　和哉
六三四四	七、一〇、三	三池　敏之
六三四五	七、一〇、二四	清田　幸佑
六三四六	七、一〇、二四	山田　真一
六三四七	七、一〇、二四	安藤　圭悟
六三四八	七、一〇、二四	川西　勇
六三四九	七、一〇、二四	清水　毅
六三五〇	七、一〇、二四	川﨑　龍一
六三五一	七、一〇、二四	小川　晃司
六三五二	七、一〇、二四	日當　優

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年十二月十一日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
四一一	居関　剛一	七、一〇、一〇	本人からの申請
一三一七	佐々木寛治	七、　三、　七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三三八六	榎本　滋	七、一〇、一〇	本人からの申請
三六二〇	濱田　健一	七、一〇、一〇	本人からの申請
三九一四	坂川　達志	七、一〇、一〇	本人からの申請
四四九五	西浦　清二	七、一〇、一〇	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年十二月十一日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五一〇六	蔭山枝里奈	六二二八	七、九、三

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００００４号
仙台市泉区山の寺１丁目39番40号
清算株式会社　株式会社ユニ・メディア
代表清算人　猪岡　英生
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第３０３４号
大阪府交野市幾野６丁目33番２号
清算株式会社　エスケー株式会社
代表清算人　嶋田　健一
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号
神戸市長田区長楽町６丁目２番28号
清算株式会社　株式会社ヒルトン製靴
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１０４号
和歌山市中649―３―611
清算株式会社　伸宏商事株式会社
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１８号
埼玉県鴻巣市赤見台４丁目10番13号
清算株式会社　株式会社太陽造型
代表清算人　宮田　晃子
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定において、協定債権とは、令和７年10月15日までの原因に基づいて発生した債権をいう。また、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とし、協定債権額は別紙のとおりとする。
２　協定債権の弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
３　協定債権の免除
各協定債権者は、前項の規定の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第４号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社　株式会社都エンタープライズ

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

令和７年11月28日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第４号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社　株式会社都エンタープライズ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目３番９号入商八木ビル２階　堂島法律事務所　弁護士　奥津　　周

令和７年11月28日

大阪地方裁判所第６民事部

書面による決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階　（甲）合同会社ラーマ

代表社員　小口　裕太

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

（乙）合同会社ＥＳＧファクトリー

代表社員　小口　裕太

東京都杉並区清水一丁目一二番二号

（丙）合同会社ももものが電王

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社名鉄百貨店（乙、住所愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番一号）の酒類の通信販売を含む中元・歳暮事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.meitetsu.co.jp/group/00000116

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　四十九頁（号外第一三八号）

令和七年十二月十一日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目八番二六号

株式会社名鉄生活創研

代表取締役社長　杉山　貴治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

埼玉県所沢市大字荒幡九〇〇番地一六

合同会社聖神サービス

代表社員　門脇　紗羅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番一〇号

ＰＯＲＴＡＬ．ＰＯＩＮＴ．ＨＡＲＡＪＵＫＵ．四〇四

嘉華合同会社

代表社員　周　小峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都中央区新川二丁目三番四号新川田所ビル三階

合同会社ＣＳインベスト

代表社員　徐　旻

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年一月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｗａｎｏｋｕｎｉとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都目黒区中目黒一丁目一番一七号ＬＡＮＴＩＱＵＥＢＹＩＯＱＦＤ―一〇

Ｗａｎｏｋｕｎｉ合同会社

代表社員　山本　和武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

石川県金沢市不動寺町イ四番地二

合同会社きさらぎ

代表社員　荒木ひろみ

組織変更公告

当組合は、令和七年十二月十日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年十二月十一日

静岡県牧之原市東萩間一一九七番地の二

山は萩間茶農業協同組合

代表理事　水野　吉治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

大阪府東大阪市加納六丁目一五番八号

ＮＩＬＩＮＤ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ合同会社

代表社員　クルプ・アラッチゲ・ニルプル・カリンダ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

熊本市東区石原一丁目一二番一号

合同会社トレーラーシップ

代表社員　松下　勝司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮＥＸＴ　ＭＫとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

宮崎市松橋二丁目一番三五号

合同会社エムケイ商事

代表社員　甲斐　政輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

沖縄県那覇市与儀一丁目二六番六号

一和産業合資会社

代表社員　大仲　和江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号

株式会社ＨＩＫＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　三上　政高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　四頁

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号

株式会社ＨＩＫＥ

代表取締役　三上　政高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億九百二十円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://antway.co.jp/

令和七年十二月十一日

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番地一

一東京ＹＷＣＡ会館八階

株式会社Ａｎｔｗａｙ

代表取締役　前島　恵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四五〇五万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十一日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号大手町フィナンシャルシティグランキューブ一九階　北関東輸送ホールディング株式会社

代表取締役　後藤　伸之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月五日

掲載頁　五十九頁（号外第二六七号）

令和七年十二月十一日

大阪市城東区諏訪四丁目一一番二七号

株式会社光明住宅

代表取締役　天野　元良

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千五百万円、資本準備金の額を十億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　九十四頁（号外第一六六号）

令和七年十二月十一日

東京都中央区日本橋大伝馬町一七番五号グランド日本橋小伝馬町二階

ホワイトヘルスケア株式会社

代表取締役　池本多賀正

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一万二千五百円、資本準備金の額を一億一万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年一月十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二二頁（号外第二二七号）

令和七年十二月十一日

東京都豊島区西池袋一丁目一一番一号

株式会社レトリバ

代表取締役　田口　琢也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十一日

埼玉県和光市新倉七丁目九番三二号

ボーエン化成株式会社

代表取締役　伊藤　雅己

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十一日

東京都港区海岸一丁目九番一号

カルディック・ジャパン株式会社

代表取締役　坂井　一明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十一日

神奈川県綾瀬市早川二六四七番地一四

株式会社三晃製作所

代表取締役　佐野　良平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十一日

名古屋市港区いろは町二丁目八番地

宮崎運輸株式会社

代表取締役　宮崎　浩二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十一日

鹿児島県薩摩川内市下甑町手打二一二三番地

こしき海洋深層水株式会社

代表取締役　田中　博

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

神奈川県横浜市西区楠町四番地七横浜楠町ビル三階

司法書士法人エスクロー・エージェント・ジャパン

社員　土屋　佑介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億一千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0019/index.html

令和七年十二月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ワン特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十頁（号外第二〇一号）

令和七年十二月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ12ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇八頁（号外第八十一号）

令和七年十二月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ15ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳